目 次

平成29年度財政援助団体監査の結果に基づく措置状況

■ H+ T+ 1至 H- □	休断オリアナンリナ	7 地域市活	の措置状況報告	- -
	独監省におけ	ク指摘事用(刀指面状况验令	₹

1	産業経済部商工・ブランド振興課・・・・・・・・・・P	1
	・柳川ブランド推進協議会	
2	総務部企画課 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P	7
	・水郷柳川の水の祭典実行委員会	

柳川市監査委員告示第3号

財政援助団体監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第12項及び柳川市監査規程第32条第1項の規定により、平成29年8月1日から平成29年10月4日までに実施した財政援助団体 (柳川ブランド推進協議会、水郷柳川の水の祭典実行委員会)の監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年2月28日

柳川市監査委員 松藤 博明柳川市監査委員 近藤 末治

29柳商ブ第785号 平成30年2月9日

柳川市監査委員 松 藤 博 明 様柳川市監査委員 近 藤 末 治 様

柳川市長 金子 健次 (産業経済部商工・ブランド振興課)

平成29年度財政援助団体監査の結果に基づく措置について(通知)

平成29年11月6日付け、29柳監査第126号で提出された財政援助団体監査の結果の報告における指摘事項について、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

- 1 監査対象となった財政援助団体 柳川ブランド推進協議会
- 2 指摘事項及び措置の状況 財政援助団体監査における指摘事項の措置状況報告書(別紙)のとおり

別紙

財政援助団体監査における指摘事項の措置状況報告書

1 監査対象団体 柳川ブランド推進協議会

2 補助金等の名称 柳川ブランド推進協議会負担金

3 担当部署 産業経済部商工・ブランド振興課

指摘事項 (1) 支出事務

- ア 支出命令書に添付された領収書に、下記のものがある。
 - ① 発行者名称が支出命令書に記載された支出先名称と異なる。
 - ② 但し書きの記入がない、又は「品代として」といった表記とされているため、何の領収書か確認できない。
 - ③ 領収日の記入がない。
 - ④ 収入印紙の貼付がない。

措置等の内容

1 原因

- ① いずれも店舗名と運営主体を混同して取り扱ったもので、事務上の確認ミスです。
- ② 領収書受け取り時の確認ミスです。
- ③ 領収書受け取り時の確認ミスです。
- ④ 領収書受け取り時の確認ミスです。
- 2 措置内容の概要 『措置済』
 - ① 屋号と運営主体の混同が原因であり、今後は支出相手方と事前に十分協議しておく ことを係内で意思統一しました。
 - ② 今後、領収書を受け取る際は、相手方により具体的な支出内容を記載いただくよう 依頼することを係内で意思統一しました。
 - ③ 領収書に領収日を記載いただきました。
 - ④ 今後、領収書を受け取る際は、相手方に収入印紙の貼り付けを徹底する事を係内で 意思統一しました。
- 3 再発防止策の内容
 - ① 支出伝票と領収書等添付資料との厳正な照合について、起案者および決裁者で徹底します。
 - ② 受け取り時に、領収書の内容確認を徹底します。
 - ③ 受け取り時に、領収書の内容確認を徹底します。
 - ④ 受け取り時に、領収書の内容確認を徹底します。

指摘事項 (1) 支出事務

イ 下記の支出に係る領収書を紛失している。

- ① まるごとにっぽん柳川フェア水の精旅費(支出先:柳川市観光協会)
- ② 第3回ブランド認定評価委員会委員謝礼(支出先:ブランド認定評価委員)

措置等の内容

- 1 原因
 - ① 事務上のミスで観光協会からの領収書を紛失してしまいました。
 - ② 事務上のミスで評価委員からの領収書を紛失してしまいました。
- 2 措置内容の概要 『措置済』
 - ① 観光協会から領収書の再発行を受けました。
 - ② 当該ブランド認定評価委員から領収書の再発行を受けました。
- 3 再発防止策の内容
 - ① 領収書については、当該伝票に貼り付けて管理することを係内で徹底します。

指摘事項 (1) 支出事務

ウ 航空賃等の支払いについて、個人のクレジットカードにより決済されているものがある。

措置等の内容

1 原因

プロモーション等を行う際、とりわけ東京への出張については以前に比べるとチケットが取れにくい状況です。このような中でも、旅行会社より安価かつ即日でチケットを確保できるという理由により、クレジット決済で購入したものです。支払方法にかかるルールの不徹底によるものです。

2 措置内容の概要 『措置済』

ポイント取得およびポイント利用の点などから、クレジット決済によるチケット購入 は不適切であり、今後は行なわないことを課内で意思統一しました。

3 再発防止策の内容

今後はチケット購入に関しては、現金払いによるコンビニ決済等を活用します。

指摘事項 (1) 支出事務

- エ 航空機利用の旅行に係る旅費の算定について、下記のものがある。
 - ① 市の規程に準じて航空賃を算定しているが、パック旅行の領収書に航空賃、宿泊料等の明細がないため、適正に算定されたのか確認できない。
 - ② 旅行者が、既得クレジットポイント 6,000 円相当分を旅行代金の支払いに利用した際、利用したポイント分を旅行代金から控除して航空賃の算定を行っているが、このポイントは旅行者個人に帰属するものであるため、航空賃の算定にあたり控除するのは不適切である。

措置等の内容

1 原因

- ① パック旅行のチケットは、一般の旅行会社の見積書やインターネットの旅行サイトの料金等を比較して一番安価なものを選定し、インターネットで購入しました。領収書にパック内容に含まれる明細の記載はありませんでしたが、人事秘書課作成の旅費明細書のみを添付し、領収書を補足する資料の添付は行っていませんでした。
- ② 旅行者が個人のクレジットポイントを支払いに使用していることに気付かず、ポイント控除後の金額を基に旅費を算定していました。
- 2 措置内容の概要 『措置済』
 - ① 今後支出命令時にパック旅行の内容が分かる書類を添付することを課内で意思統一 しました。
 - ② 個人のポイント 6,000 円相当分の旅行代金使用については、次の理由から追加支給せず、クレジット決済によるチケット購入を今後行わないことを課内で意思統一しました。

(追加支給しない理由)

旅行者個人は、ポイントの有効期限が迫っており利用予定がなかった事から、6,000 円相当分のポイントを自らの意思で使用したものです。使用制限があるポイントと現金では、その価値が同等であるとは言い難く、本人も現金支給を望んでいないことから追加支給を行いませんでした。

- 3 再発防止策の内容
 - ① 支出命令書には支出金額が適正であることを確認できる書類を添付することとし、回議、決裁時の確認を徹底します。
 - ② 今後はチケット購入に関しては、クレジット決裁をせず、現金払いによるコンビニ 決済等を活用します。

指摘事項 (1) 支出事務

オ 支出区分を概算払いや資金前渡とした支出命令書について、支払いの際、領収書欄へ の記入が行われていない。

措置等の内容

1 原因

事務上の確認ミスです。

- 2 措置内容の概要 『措置済』
 - 当時の事務担当者等に厳正に確認した上で、領収欄への記入を行いました。
- 3 再発防止策の内容

概算払いや資金前渡とする支出にかかる事務の流れについて、改めて課内で確認した 上で、記入漏れ等のないよう適正な事務処理を徹底します。

指摘事項 (1) 支出事務

カ 精算命令書に精算日の記入がない。

措置等の内容

1 原因

事務上の確認ミスです。

2 措置内容の概要 『措置済』 当時の事務担当者等に厳正に確認した上で、精算日の記入を行いました。

3 再発防止策の内容

概算払いや資金前渡とする支出にかかる事務の流れについて、改めて課内で確認した 上で、記入漏れ等のないよう、適正な事務処理を徹底します。

指摘事項 (1) 支出事務

キ 物産展への出店等に対し費用の一部補助を行っているが、補助金交付の根拠となる要 綱等が定められていない。

措置等の内容

1 原因

市と事業者の官民が協力し、オール柳川として厚みのあるPRを行うため、首都圏の物産展等に参加する際、旅費の一部を支援するため、謝礼という形で参加事業者に支払っています。ただし支払にかかる詳細な取り決めは作成しておりません。

2 措置内容の概要 『措置検討中』

現在、事業目的や対象範囲など改めて整理した上で、事業者に支出する際の基準等をうたった規程等の作成中です。

3 再発防止策の内容

作成した規程にもとづき、厳正に支出します。

指摘事項 (2) 契約事務

ア 柳川ブランド認定品取材業務委託契約書に、収入印紙の貼付がない。

措置等の内容

1 原因

委託契約締結時の確認ミスです。

2 措置内容の概要 『措置済』

今後、契約書を受け取る際は、相手方に収入印紙の貼り付けを徹底することを係内で 統一しました。

3 再発防止策の内容

委託契約締結時に、委託契約書の内容確認を徹底します。

指摘事項 (3) その他

ア 起案文書に決裁日及び施行日の記入のないものがある。

措置等の内容

1 原因

事務上の確認ミスです。

- 2 措置内容の概要 『措置済』 当時の事務担当者等に厳正に確認した上で、決済日及び施行日の記入を行いました。
- 3 再発防止策の内容 改めて課内で確認した上で、記入漏れ等のないよう、適正な事務処理を徹底します。

29柳企画第564号 平成29年11月21日

柳川市監査委員 松 藤 博 明 様柳川市監査委員 近 藤 末 治 様

柳川市長 金子 健次 (総務部企画課)

平成29年度財政援助団体監査の結果に基づく措置について(通知)

平成29年11月6日付け、29柳監査第126号で提出された財政援助団体監査の結果の報告における指摘事項について、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

- 1 監査対象となった財政援助団体 水郷柳川の水の祭典実行委員会
- 2 指摘事項及び措置の状況 財政援助団体監査における指摘事項の措置状況報告書(別紙)のとおり

別紙

財政援助団体監査における指摘事項の措置状況報告書

1 監査対象団体 水郷柳川の水の祭典実行委員会

2 補助金等の名称 水郷柳川の水の祭典実行委員会補助金

3 担当部署 総務部企画課

指摘事項 (1) 収入事務

ア 下記の収入伝票が起票されていない。

- ・ソーラーボートチーム弁当代 60,900 円 (収入日:平成 28 年 8 月 10 日)
- · 預金利息 5 円 (収入日: 平成 29 年 2 月 20 日)

なお、上記のソーラーボートチーム弁当代 60,900 円は、金額誤りであったとして後日 払い戻されているが、収入の戻出であるため戻出命令書による処理となるものを、支出 命令書により処理している。

措置等の内容

1 原因

事務局担当者の、通帳と伝票のチェックが甘く、伝票の起票が漏れていました。 また、払い戻しの伝票処理についても、財務に関する知識が不足しており支出伝票に よる処理を行ってしまいました。

2 措置内容の概要 『措置済』

事務局へ、伝票の起票漏れがないかのチェック徹底と、適正な財務事務を行うよう指導を行いました。また、適正な伝票を作成し、決裁を受けました。

3 再発防止策の内容

伝票の起票漏れがないかのチェック徹底と、財務事務の進め方の理解を深め、適正な事 務処理に努めるよう指導を行います。

指摘事項 (2) 支出事務

ア 請求書による支払いが可能なものについても立替払いされている。

措置等の内容

1 原因

実行委員会名義では、請求書による支払いを断られる場合があったため、そのような 事業所には、実行委員会委員または事務局職員に限り、立替払いによる支払いを行って いました。

2 措置内容の概要 『措置済』

事務局へ、立替払いによる支払いは行わないよう改善命令を行いました。

3 再発防止策の内容

請求書払いが出来ない事業所については、支払い責任者を定め資金前渡による支払い

方法へ改めるように指導を行います。

指摘事項 (2) 支出事務

- イ 支出命令書に添付された領収書に、下記のものがある。
 - ・領収日の記入がない。
 - ・領収印がない。
 - ・収入印紙の貼付がない。

措置等の内容

1 原因

事業所から受け取った領収書に対する、事務局職員の確認が不足しており、不適正な領収書のまま処理を進めてしまいました。

2 措置内容の概要 『措置済』

事務局へ、領収書を受け取る際や決裁時の確認を徹底するよう指導を行いました。また、事業所に連絡し、適正な領収書に差し替えてもらいました。

3 再発防止策の内容

領収書を受け取る際や決裁時の確認を徹底し、不備がある場合は事業所に差替えを行ってもらうように指導を行います。

指摘事項 (2) 支出事務

ウ 燃料費の支払いについて、個人のクレジットカードにより決済されているものがある。

措置等の内容

1 原因

実行委員会委員または事務局職員による立替払いを行っておりましたが、実行委員会 内で支払いに関する認識を共有できていなかったため、個人のクレジットカードによる 支払いがされていました。

2 措置内容の概要 『措置済』

事務局へ、立替払いによる支払いは行わないよう改善命令を行いました。また、実行 委員会で個人のクレジットカードやポイントカードによる支払いを行わないよう、認識 の共有を図ります。

3 再発防止策の内容

請求書払いが出来ない事業所については、支払い責任者を定め資金前渡による支払い 方法に改めるように指導を行います。また、支払う際に個人のクレジットカードやポイ ントカードを使用しないよう徹底させます。

指摘事項 (2) 支出事務

エ 立替払する際、事務局職員個人のポイントカードを提示し、ポイントを付与されているものがある。

措置等の内容

1 原因

実行委員会委員または事務局職員による立替払いを行っていましたが、支払いに関する認識を実行委員会内で共有できていなかったため、個人のポイントカードへのポイント付与がされていました。

2 措置内容の概要 『措置済』

事務局へ、立替払いによる支払いは行わないよう改善命令を行いました。また、実行委員会で個人のクレジットカードやポイントカードによる支払いを行わないよう、認識の共有を図ります。

3 再発防止策の内容

請求書払いが出来ない事業所については、支払い責任者を定め資金前渡による支払い 方法に改めるように指導を行います。また、支払う際に個人のクレジットカードやポイ ントカードを使用しないよう徹底させます。

指摘事項 (3) 契約事務

ア 委託料として支払があるものについて、委託契約書が作成されていないものがある。

措置等の内容

1 原因

委託業者が毎年同じであったため、事務局の契約事務が簡略化したものとなり、委託契約書の作成を行っていませんでした。

2 措置内容の概要 『措置済』

事務局へ、契約書を作成することで契約内容を明確にし、適正な事務処理に努めるよう指導しました。また、今後は委託契約書を作成し、委託業者との契約締結を行うよう改めます。

3 再発防止策の内容

簡略化した契約事務を改めるとともに、次回から委託契約書を作成し委託業者との契約 を明確にし、委託業務が円滑に進むよう指導を行います。

指摘事項 (3) 契約事務

イ 契約書に契約日の記入がないものがある。

措置等の内容

1 原因

事務局職員が事業所と契約締結を行う際の、契約書の確認が不足しており不適正な契

約書のまま処理を進めてしまいました。

2 措置内容の概要 『措置済』

事務局へ、契約書を受け取る際や決裁時の確認を徹底し、適正な事務処理に努めるよう指導しました。また、契約相手方に確認をとり、契約締結日の日付を記入しました。

3 再発防止策の内容

契約書を受け取る際や決裁時の確認を徹底し、特に契約書の氏名や印鑑、日付は重要である旨を認識し適正な事務処理に努めるよう指導を行います。

指摘事項 (3) 契約事務

ウ 徴取した見積書の中に、提出期限を過ぎた日付のものがある。

措置等の内容

1 原因

すべての見積書は提出期限内に受け付けていましたが、事務局職員の見積書の確認が 不足しており、日付が間違ったまま処理を進めてしまいました。

2 措置内容の概要 『措置済』

事務局へ、見積書を受け取る際や決裁時の確認を徹底し、適正な事務処理に努めるよう指導しました。

3 再発防止策の内容

見積書を受け取る際や決裁時の確認を徹底し、特に見積書の氏名や印鑑、日付は重要である旨を認識し適正な事務処理に努めるよう指導を行います。